

請願・陳情參考資料

平成 28 年 2 月 24 日

商工労働部

陳情 (新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
28年-2 (H28.2.1)	商工労働	いわゆる「ブラック企業」の根絶に向けた取組の推進について 足羽 佑太 (倉吉市)	<p>【雇用問題の相談窓口の設置・拡充など、若者への就労支援体制を拡充することについて】</p> <p>〔国の取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労働基準法を徹底的に遵守するため、労働時間の短縮化や労働条件の改善等による労働環境の整備を促進する。また、労働時間の長労働に対する規制を強化する。 (平成27年5月18日より実施) ○青少年の雇用の促進等に関する法律により、ハローワークは一定の労働関係法違反の求人登録を受けることなく、新卒者の求人登録を受理しないこととされる。(平成28年3月1日から施行) <p>〔県の取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」を県内3か所に設置して、労働者等の労働問題の相談を受け付けており、未然防止のための労働時間や休暇等に関する情報提供を行っている。 ※平成26年度の労働相談件数 2,473件(うち労働条件に関する相談が1,209件) ○鳥取県労働委員会内に個別労使紛争解決支援センター、「労使ネット」として労使間の紛争解決を支援している。 ※平成26年度の労働相談件数 - 230件 個別労働関係紛争あっせん件数 - 32件 ○若者の就労を支援するため「若者仕事ぶらざ」を年間3カ月に亘り、鳥取・倉吉・米子に設置して、若者による個別相談を行っており、他の職場を通じて、就業支援員による個別相談を行っている。 ※平成26年度の労働相談件数 - 230件 個別労働関係紛争あっせん件数 - 32件

職業意識の形成や職業人としての基礎的能力の取得を支援している。

※平成26年度「若者仕事ぶらざ」就業支援実績

新規求職者数 - 2,746人

就職決定数 - 2,157人

就職率 - 78.6%

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況																					
28年-5 (H28. 2. 5)	商 工 労 働	<p>最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について</p> <p>鳥取県労働組合総連合 議長 田中 晓 (鳥取市西品治806)</p>	<p>【最低賃金制度について】 ○最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。</p> <p>【最低賃金の決定】 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議され、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払いの能力」の3要素を考慮して決定。 なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。</p> <p>【現在の最低賃金（時間額）】</p> <table border="0"> <tr> <td>・鳥取県</td> <td>6 9 3 円</td> <td>(H27. 10. 4～)</td> </tr> <tr> <td>・最高</td> <td>9 0 7 円</td> <td>(東京都)</td> </tr> <tr> <td>・最低</td> <td>6 9 3 円</td> <td>(鳥取県、高知県、宮崎県、沖縄県)</td> </tr> <tr> <td>・平 均</td> <td>7 9 8 円</td> <td></td> </tr> </table> <p>【中小企業への支援策について】 ○国の平成27年度補正予算及び平成28年度予算案において、「中小企業の生産性向上」「TPPを活用した中小企業の海外展開」「小規模事業者の持続的発展」「地域経済の活性化・新陳代謝の促進」及び「事業環境の整備」等を柱とする中小企業・小規模事業者関係予算を計上している。</p> <p>〈総額〉</p> <table border="0"> <tr> <td>平成27年度補正予算等</td> <td>2,376億円</td> <td>(3,013億円)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度予算</td> <td>1,825億円</td> <td>(1,856億円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,201億円</td> <td>(4,869億円)</td> </tr> </table> <p>〈主要な施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 1,020億円 	・鳥取県	6 9 3 円	(H27. 10. 4～)	・最高	9 0 7 円	(東京都)	・最低	6 9 3 円	(鳥取県、高知県、宮崎県、沖縄県)	・平 均	7 9 8 円		平成27年度補正予算等	2,376億円	(3,013億円)	平成28年度予算	1,825億円	(1,856億円)	計	4,201億円	(4,869億円)
・鳥取県	6 9 3 円	(H27. 10. 4～)																						
・最高	9 0 7 円	(東京都)																						
・最低	6 9 3 円	(鳥取県、高知県、宮崎県、沖縄県)																						
・平 均	7 9 8 円																							
平成27年度補正予算等	2,376億円	(3,013億円)																						
平成28年度予算	1,825億円	(1,856億円)																						
計	4,201億円	(4,869億円)																						

・戦略的基盤技術支援事業	139億円
・海外展開戦略販路開拓等	94億円
・小規模事業者の点、事業承継再生支援等	151億円
・よろづ支援拠点、事業支援	118億円
・きめ細かな資金繰り支援	966億円
・消費税軽減税率導入準備支援	1,165億円

(参考: 平成26年度補正)

・原材料コスト対策等の資金繰り支援 ▲1,380億円

〈県の主な中小・小規模事業者支援施策〉

○27年度2月臨時補正

・海外展開サポート体制強化事業 55百万円

○28年度当初予算

・鳥取県版経営革新総合支援事業 1,522百万円

・商圏拡大・需要獲得支援事業 36百万円

・中小企業調査・研究開発支援事業 53百万円

・鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト事業 290百万円

・県制度金融(新規分融資枠500億円)

【社会保険制度・税減免について】

○強制加入保険による事故発生時に現物金又は現物金保険、扶助制度。健康保険等があり、給付で生活を障害する相互扶助保険、労災保険が事業主及び労働者が保険料を負担する。

【現在の保険料率】

・健康保険 9.96% (労使折半)

・年金保険 1.7.828% (労使折半)

・介護保険 1.58% (労使折半)

・雇用保険 1.35% (労働者負担: 0.5% 事業主負担: 0.85%)

・労災保険 0.30% (事業主負担)

○平成28年度税制改正で、中小企業が生産性を高める機械装置を取得したる場合と、3年未満の全額損金算入を認める制度を新設する。償却資産を取得したる場合に、30万円未満の少額減税の特例の期間延長を行う。

【下請取引適正化等について】

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」という。）が設けられ、国（公正取引委員会及び中小企業庁）において以下のとおり運用されているところ。

〔国の取組〕（平成26年度実績）

(1) 勧告等の状況

- ① 下請法違反行為に対する勧告・指導状況
・勧告は7件、指導は5,461件（過去最多）
- ② 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況
・減額分について親事業者209社が下請業者4,142名に約8億7,120万円を返還

(2) その他の主な取組状況

<下請取引適正化推進月間（11月）>

- ① 下請取引適正化推進講習会開催
- ② シンポジウム・セミナー
- ③ 業界団体に対する要請活動 等

<その他>

- ④ 優越的地位の濫用規制に関する実態調査、書面調査（親事業者38,982名、下請事業者213,690名）
- ⑤ 下請法基礎講習会、下請法応用講習会、業種別講習会

〔県の取組〕（平成26年度実績）

- (公財)鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置。
- 平成26年度の下請取引適正化に関する相談の受付実績は2件であった。